

資料6 住民基本台帳ネットワーク機器明細

- 1 市町村機器整備概要を満たすものとする。ただし、当該資料は、住民基本台帳法で規定された秘密保持義務を負うべき情報が含まれているため、プロポーザルへの参加が確定してから個別に提供する。
- 2 CS 端末は7台、タッチパネルは5台とする。